



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 伊勢湾海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 後 藤 正 三
(コード：9359、名証第2部)
問合せ先 執行役員総務部長 高 橋 昭 彦
(TEL. 052-661-5181)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当社株式の流動性の一層の向上及び個人投資家をはじめとする投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 2 月 3 日 (月)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> 第 1 条 第 7 条の変更は、平成 26 年 2 月 3 日より効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

以上